

鳥取大学における名義使用の許可に関する要項

平成30年7月27日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学（以下「本学」という。）における共催又は後援その他これに類する場合の名義の使用（以下「名義使用」という。）の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業 団体又は個人（以下「団体等」という。）が主催する会議，研究会，シンポジウム，競技会その他の催事をいう。
- 二 共催 事業を団体等と本学が共同して主催することをいう。
- 三 後援 団体等が主催する事業について、本学がその趣旨に賛同し名義使用を許可することによって当該事業を支援することをいう。
- 四 その他これに類する場合 「協力」，「協賛」等，「後援」に類する支援をする場合をいう。

(名義として使用できる名称)

第3条 名義として使用できる名称は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国立大学法人鳥取大学
- 二 鳥取大学

(主催者の範囲)

第4条 名義使用の許可を受けようとする事業を主催する団体等（以下「主催者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 国又は地方公共団体の機関
- 二 学校又は教育研究機関
- 三 教育，学術，文化又は体育に関する団体（任意団体を含む。）
- 四 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体並びに政治的団体を除く。）
- 五 本学が包括的な連携協定等を締結している団体等
- 六 その他学長が名義を使用させることが適当と認める団体等

(許可基準)

第5条 学長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、名義使用を許可することができる。

- 一 当該事業が次のいずれかに該当していること（宗教活動，政治活動又は営利事業の一環として行われるものを除く。）。

イ 本学の教育・研究に有益な事業であること。

ロ 教育、学術、文化又は体育等の向上・普及に寄与する事業であること。

ハ 社会貢献又は地域交流に寄与する事業であること。

二 事業の関係者が十分な社会的信用を有するものであると認められること。

三 講演会等にあつては、その講師が事業目的に鑑み真に適当な者であること。

四 事業の実施に当たり、公衆衛生・災害防止について十分な設備が整備され、措置が講じられていること。

五 共催事業にあつては、本学職員が職務として企画・運営等に主導的に参画するものであること。

六 本学の業務に支障をきたさないものであること。

(申請手続)

- 第 6 条 名義使用の許可を受けようとする主催者（共催の場合は、学内責任者。以下同じ。）は、原則として、当該事業開催予定日の 1 月前までに、別紙様式第 1 号による名義使用許可申請書を学長に提出するものとする。ただし、同様式に定める各項目の内容が明記されている場合は、任意の様式による申請でも差し支えない。
- 2 学長は、前項による申請があつたときは、許可又は不許可を決定し、別紙様式第 2 号の通知書により主催者に通知するものとする。

(許可条件)

- 第 7 条 学長は、前条第 2 項の規定により許可の通知をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。
- 一 事業計画に変更があつたときは、直ちに届け出ること。
 - 二 事業を行うに当たって、本学は当該事業に係る経費を負担しないこと。ただし、共催事業にあつてはこの限りでない。
 - 三 本学は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害等（共催事業において本学の責に帰すべき事由により生じたものを除く。）の賠償責任を負わないこと。

(許可の取消)

- 第 8 条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、名義使用の許可を取り消すことができる。
- 一 許可条件に違反したとき。
 - 二 申請書に虚偽の記載があつたとき。
 - 三 その他名義を使用させることが不適当と認めたとき。

(報告)

- 第 9 条 学長は、名義使用を許可した事業が終了したときは、必要に応じ主催者に報告書の提出を求めることができる。

(施設等の使用)

- 第 10 条 名義使用の許可を受けた主催者が、当該事業を行うに当たって本学の施設、設備等の

使用を希望する場合は、鳥取大学固定資産等の短期貸付に関する取扱細則（平成 19 年鳥取大学規則第 94 号）その他関係規則に基づき、使用の許可を得なければならない。

（学章等の併用）

第 11 条 名義使用に加え、本学の学章、シンボルマーク、ロゴタイプ等を使用する場合にあっては、鳥取大学の学章等に関する規程（平成 21 年鳥取大学規則第 58 号）の定めるところによるものとする。

（事務）

第 12 条 本学における名義使用の許可に関する事務は、総務企画部総務企画課において処理する。

（雑則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、名義使用の許可に関し必要な事項は、学長がその都度定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。
- 2 鳥取大学後援名義使用許可基準（平成 4 年 7 月 8 日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

名義使用許可申請書

国立大学法人鳥取大学長

○ ○ ○ ○ 殿

(申 請 者)

住 所 〒

団 体 等 名

代表者氏名

連 絡 先

(※共催の場合は学内責任者)

所 属 部 局

責 任 者 名

下記のとおり貴学の名義を使用したく，関係資料を添付して申請します。

記

1 使 用 名 義	☐ 国立大学法人鳥取大学 ☐ 鳥取大学
2 名 義 区 分	☐ 共催 ☐ 後援 ☐ その他 ()
3 事 業 内 容	(1) 主催者名
	(2) 事業名
	(3) 事業の概要
	(4) 開催期間
	(5) 開催場所
	(6) その他の共催・後援団体等
4 担当者連絡先	

※次の書類を添付すること。

- ・当該事業の事業概要（実施計画書，実施要項等）
- ・主催団体の定款，会則等。なお，定款，会則等を有しない団体については，団体の概要が分かるもの。（国，地方公共団体等その概要が明らかなものは省略可）

名義使用（許可・不許可）通知書

（申 請 者） 殿

国立大学法人鳥取大学長
○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のありました名義使用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 許可・不許可の別	☐ 許可 ☐ 不許可
2 使用名義	☐ 国立大学法人鳥取大学 ☐ 鳥取大学
3 名義区分	☐ 共催 ☐ 後援 ☐ その他（ ）
4 主催者名	
5 事業名	
6 開催期間	
7 条 件 （又は不許可の理由）	
8 備 考	